

I 遵守事項

1. 遵守事項について

特別研究員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、下記の事項に違反したと日本学術振興会（以下、「本会」という。）が判断するときは、特別研究員の採用を取り消すとともに、支給済みの研究奨励金の返納を求める場合がある。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 特別研究員以外の身分を持たないこと | (P. 2「2. 特別研究員の身分」参照) |
| (2) 特別研究員の義務を遂行すること | (P. 3「3. 特別研究員の義務」参照) |
| (3) 他の機関からの資金援助を受けないこと | (P. 4「4. 本会以外からの資金援助」参照) |
| (4) 研究上の不正行為を行わないこと | (P. 5「5. 研究活動における不正行為」参照) |
| (5) 研究費の不正使用を行わないこと | (P. 5「6. 研究費の不正使用」参照) |
| (6) その他、公序良俗に反する行為を行わないこと | (P. 6「7. 住民税の課税」参照) |

2. 採用の取り消しについて

本会は、次に掲げるいずれかに、特別研究員が該当すると認めた場合は、その採用を取消することができる。

- (1) 病気を理由とする採用の中断の扱いを受ける場合を除き、疾病等のために、研究を継続できないことが明らかなき
- (2) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないとき
- (3) 採用期間中の海外渡航期間が、通算渡航期間の上限を超えた場合
- (4) 提出すべき書類が、期限内に提出されなかった場合
- (5) 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (6) その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為をなしたとき

Ⅱ 特別研究員制度の趣旨と遵守事項（詳細）

1. 本制度の趣旨

特別研究員制度は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題・研究の場等を選びながら研究に専念する機会を与えるとともに、研究奨励金を支給する制度です。

2. 特別研究員の身分

(1) 特別研究員は、その採用期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。但し、以下の①～④に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。

① 特別研究員-DCが受入研究機関において大学院生の身分(大学院設置基準第三十五条に基づく国際連携専攻における連携外国大学院の学籍を含む。)を持つこと

※特別研究員は学生として海外の大学・大学院に在籍する留学はできません。

② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用するなどの理由で 形式的な身分を持つこと

③ 特別研究員-PD (SPD、RPDを含む) が受入研究機関において科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)以外の科学研究費助成事業に応募するための身分(応募資格)を持つこと

④ **研究専念義務の範囲内で、報酬を受給するために必要な身分を持つこと**

(P. 40「Ⅷ よくある質問」設問1～2 参照)

(2) 特別研究員と本会との間には雇用関係がありませんので、以下について各自で対応してください。

① 社会保険・年金

研究奨励金は税法上給与所得として扱われます。現在、扶養親族となっている場合は、扶養者の勤務先で手続きが必要となることがありますので、当該扶養者の勤務先にご照会ください。加えて、本会では特別研究員の健康保険等社会保険の加入ができません。各自で国民健康保険・国民年金保険等に加入する手続きを行ってください。手続等については、居住する市区町村に問い合わせてください。(P. 40「Ⅷ よくある質問」設問3～4 参照)

② 学生教育研究災害傷害保険

すべての特別研究員-DCは、(財)日本国際教育支援協会が実施している「学生教育研究災害傷害保険(以下、「学研災」という。)」に加入できます。特別研究員-PD (SPD、RPDを含む)については、学研災賛助会員大学を受入研究機関としている場合は、学研災に加入できる場合があります。加入手続等の詳細については、受入研究機関の大学学生部等に問い合わせてください。

③ 事故・災害への対処

受入研究機関での研究活動や、国内外の研究機関で一定期間従事する研究あるいはフィールドワーク等で事故・災害が生じた場合は、各自の責任で処理していただきます。安全確保に十分配慮す

るとともに、万一の被災に備え、適切な保険に加入してください。研究従事中の事故・災害等については、本会では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

なお、病気を理由とする採用の中断の扱いを受ける場合を除き、疾病、事故・災害等により1ヶ月以上特別研究員として研究に従事できない場合は、直ちに本会へ申し出てください。

3. 特別研究員の義務

特別研究員は以下に掲げる2つの義務を有します。

(1) 研究専念義務

特別研究員は、出産・育児に係る採用中断及び病気を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。

したがって、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。但し、研究計画については、研究の進展状況による変更の必要があれば必ずしもこの限りではありません。

また、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じるおそれがあるため、採用期間中、報酬を受給することは、原則禁止しています。但し、**次の①～⑤の事項を全て満たす場合に限り、報酬の受給を例外的に認めています。**

(P. 41「Ⅷ よくある質問」設問5～7参照)

- ①特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ②特別研究員の研究課題の研究遂行に資する職であること
- ③将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となる職^{※1}であること
- ④常勤職及びそれに準ずる職^{※1}ではないこと
- ⑤従事する前に受入研究者に「特別研究員報酬受給届<様式16>^{※2}」を届け出、受入研究者が①～④に該当すると認めていること。

※1：報酬の有無にかかわらず、営利企業の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。その他、具体例についてはP. 41「Ⅷ よくある質問」設問5～7を参照してください。

※2：**毎年**の研究報告書を提出する際に、「特別研究員報酬受給届<様式16>」の写しを本会へ提出してください。

※：**勤務場所及び勤務時間数等について一律の制限は課していませんが、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、という疑念を持たれないよう注意してください。**

※：報酬を受給するにあたって、雇用関係は要件としていません（講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託でも可）。

判断に迷う場合には、本会（03-3263-4998）まで、お問い合わせください。なお、本会以外から別に収入を得ている場合には、個別に所得税の確定申告（毎年2月中旬～3月中旬）を行う必要があります。